（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び北方町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における北方町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に北方町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）第３条第２号に規定するもので、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に北方町以外の市区町村に転出した場合：半額